

広島県告示第八百五十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によつて、昭和四十年広島県告示第六百七十二号で指定し、平成十六年広島県告示第千三百三十六号で変更した広島港広島地区（その四）の港湾隣接地域を次のとおり変更する。

令和六年九月五日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

基点一から基点一六までの各点を順次結んだ線及び最大高潮時の水際線により囲まれた区域。

二 点の位置（基点、補助点の標示角度は真北による。）

基準点 広島市中区江波南一丁目六〇番二の国土地理院三等三角点「江波」（北緯三十四度二分五八秒〇四六八、東経一三二度二分六秒四一三〇、標高三七・六三メートル）

基点一 基準点から一三六度の方向 三、〇一五メートルの点

基点二 基点一から九〇度の方向 一メートルの点

基点三 基点二から〇度の方向 一六メートルの点

基点四 基点三から二四度の方向 一六八メートルの点

基点五 基点四から九五度の方向 一二メートルの点

基点六 基点五から七度の方向 四〇二メートルの点

基点七 基点六から五六度の方向 三七メートルの点

基点八 基点七から五度の方向 二〇メートルの点

基点九 基点八から三〇七度の方向 二九メートルの点

基点一〇 基点九から六度の方向 二六メートルの点

基点一一 基点一〇から二七六度の方向 一三四メートルの点

基点一二 基点一一から一九七度の方向 一二二メートルの点

基点一三 基点一二から二八七度の方向 二九メートルの点

基点一四 基点一三から一七度の方向 一八メートルの点

基点一五 基点一四から二八七度の方向 一一八メートルの点

基点一六 基点一五から一九六度の方向 二〇メートルの点